

兵庫県公報

平成19年11月27日 火曜日 第 1931 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

ページ

- 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課） 1
- 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課） 2
- 兵庫県漁業調整規則に基づく聴聞の実施（水産課） 2
- 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課） 3
- 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課） 3
- 同 上（同） 3
- 昭和50年兵庫県告示第185号（大規模開発及び取引事前指導要綱）の一部改正（都市政策課） 4
- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可（市街地整備課） 4
- 土地区画整理組合の解散認可（同） 4

公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する届出（まちづくり課） 5
- 入札公告（管理課） 6

告 示

兵庫県告示第 1193 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年11月27日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
株式会社神戸製鋼所加古川製鉄所
加古川市金沢町1番地
所長 大西功一
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
株式会社神戸製鋼所加古川製鉄所
加古川市金沢町1番地
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設
能	力	0.05㎡
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後2箇月

使用開始予定年月日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		0時～24時 8時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水素イオン濃度 (水素指数)	1以下	1以下
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	450	700
	浮遊物質 (単位 mg/L)	5	10
	窒素含有量 (単位 mg/L)	6	9
	りん含有量 (単位 mg/L)	0.4	0.4
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量(単位 m ³ /日)		0	5

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成19年11月27日から同年12月18日まで
- (2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び加古川市環境部環境政策局環境政策課

兵庫県告示第 1194 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成19年11月27日

兵庫県知事 井戸敏三

神戸市寺谷土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	福 山 干 城	神戸市西区榎谷町寺谷143番地の1

兵庫県告示第 1195 号

兵庫県漁業調整規則（昭和41年兵庫県規則第48号）第47条第2項の規定により、次のとおり聴聞を行う。

平成19年11月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 件名
漁業関係法令違反に係る行政処分
- 2 日時
平成19年11月29日（木）午前10時00分から午前11時00分まで
- 3 場所

神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号
 兵庫県庁 1 号館12階農林水産部会議室

兵庫県告示第 1196 号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、三木市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成19年11月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（航空写真撮影及びGPS / IMU解析）
- 2 作業期間
平成19年11月 9 日から平成20年 3 月31日まで
- 3 作業地域
三木市内

兵庫県告示第 1197 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年11月27日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年11月27日から 2 週間、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年11月27日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 北原八家線	姫路市東山字東新田687番5から 同 市東山字甲北山田632番4まで	旧	5.0から 5.0まで	16.0	
		新	5.0から 7.0まで	16.0	

兵庫県告示第 1198 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年11月29日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年11月27日から 2 週間、西播磨県民局県土整備部龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年11月27日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道	たつの市揖保川町原字高畑983番から	旧	12.0から 41.0まで	607.0	

岩見揖保川線	同 市揖保川町原字高芝41番まで	新	12.0から 56.0まで	607.0	
--------	------------------	---	------------------	-------	--

兵庫県告示第 1199 号

大規模開発及び取引事前指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成19年11月27日

兵庫県知事 井戸敏三

大規模開発及び取引事前指導要綱の一部を改正する告示

大規模開発及び取引事前指導要綱（昭和50年兵庫県告示第185号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第4号」を「第6号」に改め、同項第2号中「（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において、市街化調整区域内の計画的な市街地整備の見通しのある区域として定められた区域を除く。）」を削り、同項第3号を次のように改める。

- (3) 都市計画法に規定する市街化調整区域のうち、次のいずれかに該当する区域内で行う開発行為
- ア 都市計画法に規定する地区計画（地区整備計画が定められているものに限る。）の区域
 - イ 集落地域整備法に規定する集落地区計画（集落地区整備計画が定められているものに限る。）の区域
 - ウ 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において、計画的な市街地整備の見通しのある区域として定められた区域
 - エ 都市計画法に規定する開発行為の許可の時点においてアの区域に該当することが確実である旨第4条の2の事前相談において知事又は開発区域が所在する地域を所管する県民局長（以下「県民局長」という。）が確認した区域

第3条第3項中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 都市計画に市街化区域と市街化調整区域の区分が定められていない都市計画区域のうち、次のいずれかに該当する区域内で行う開発行為
- ア 都市計画法に規定する用途地域
 - イ 地区計画（開発整備促進区（主要な道路、公園その他の施設の配置及び規模が定められているものに限る。）又は地区整備計画が定められているものに限る。）の区域
 - ウ 集落地区計画（集落地区整備計画が定められているものに限る。）の区域
- (5) 土地区画整理法の規定による土地区画整理事業又は都市再開発法の規定による市街地再開発事業の施行として行う開発行為

第4条第1項中「開発区域が所在する地域を所管する県民局長（以下「県民局長」という。）」を「県民局長」に改める。

附 則

この告示は、平成19年11月30日から施行する。

兵庫県告示第 1200 号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、朝来市和田山駅南土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年11月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 事業施行期間
変更前 平成11年12月24日から平成21年3月31日まで
変更後 平成11年12月24日から平成25年3月31日まで
- 2 変更認可の年月日
平成19年11月15日

兵庫県告示第 1201 号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、豊岡市気比土地区画整理組合の解散

を平成19年11月14日に認可した。

平成19年11月27日

兵庫県知事 井戸敏三

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成19年11月27日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームセンターコーナン魚住店

所在地 明石市魚住町清水423

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 コーナン商事株式会社

代表者の氏名 疋田 耕造

住所 堺市西区鳳東町四丁目401番地1

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

ア 変更前

2,400平方メートル

イ 変更後

4,374平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(ア) 変更前

75台

(イ) 変更後

192台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(ア) 変更前

20台

(イ) 変更後

136台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(ア) 変更前

30平方メートル

(イ) 変更後

124平方メートル

エ 廃棄物等保管施設の位置及び容量

(ア) 変更前

16.7立方メートル

(イ) 変更後

21.0立方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数

- ア 変更前
2箇所
- イ 変更後
3箇所
- 4 変更する年月日
平成20年7月9日
- 5 届出年月日
平成19年11月8日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び東播磨県民局県土整備部まちづくり課
- (2) 縦覧期間
平成19年11月27日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
提出期限 平成20年3月27日
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。
平成19年11月27日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量
教員用コンピューター式（購入）
- (2) 調達物品の特質等
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限
平成20年2月29日（金）
- (4) 納入場所
明石北高等学校ほか、23箇所（別添仕様書のとおり）
- (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、和議法（大正11年法律第72号）に基づく和議開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがな

されていない者であること。

3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 石上

電話 (078) 341-7711 内線 4937

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成19年11月27日(火)から同年12月11日(火)まで(土曜日及び日曜日、祝日を除く。)毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 入札・開札の日時及び場所

平成20年1月11日(金) 午後1時30分 兵庫県西館1階 大入札室

- (4) 入札書の提出期限

(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成20年1月10日(木)午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

- (5) 電子入札

本件は、書面による従来の入札及び開札手続とあわせて、「物品電子入札・開札システム」の利用による入札(以下「電子入札」という。)及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 申込書の提出は、平成19年11月27日(火)午前9時から同年12月11日(火)午後4時までに物品電子入札・開札システムにより提出すること。

イ 電子入札は、平成19年12月28日(金)午前9時から平成20年1月11日(金)午後1時30分までに行うこと。

ウ 開札日時及び場所は(3)に同じ。

4 入札者に求められる義務

- (1) この一般競争に参加を希望する者は、入札しようとする物品について、次により提出書類を持参するか、又は物品電子入札・開札システムにより提出し、事前に協議すること。

ア 受付期間

平成19年11月28日(水)から同年12月21日(金)まで(持参の場合は土曜日及び日曜日、祝日を除く。)、毎日午前10時から午後4時まで(持参の場合は正午から午後1時までを除く。)

なお、物品電子入札・開札システムによる場合は、平成19年12月19日(水)から同月21日(金)、毎日午前8時から午後10時(12月21日(金)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

イ 受付場所 前記3(1)に同じ。

ウ 提出書類 内訳書及びカタログ等仕様のわかるもの。

エ 提出方法 原則として持参するか、又は物品電子入札・開札システムにより提出する。

オ 協議結果 平成19年12月28日(金)に入札者に通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (3) 入札者は、上記(1)オにより承認された物品で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の105)の100分の5以上の額の入札保証金を平成20年1月9日(水)午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

- ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参、郵送等又は電子入札をすること。
- イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成20年1月下旬）までであること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること（電子入札を除く。）。)
- キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。)
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
- (ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (イ) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity :
Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture
- (2) Nature and quantity of the product to be purchased :
Computer System For Teachers 1 set (Purchase)
- (3) Delivery period : February 29, 2008
- (4) Delivery place :
Hyogo Prefectural Akashikita Senior High School (364-1 Shoin, Okubo-cho, Akashi, Hyogo Prefecture) and 23 other places (as specified in the tender documentation)
- (5) Deadline for the submission of tender application forms :
16:00 December 11, 2007
- (6) Deadline for tender :
13:30 January 11, 2008 by direct delivery, electronic bidding system ;
17:00 January 10, 2008 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice :
Mr. Ishigami, Personal and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo
Prefecture 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo Prefecture 650-8567
TEL (078) 341-7711 extension 4937